

愛知県三河地方における特別支援教育が必要な在日ブラジル人・ペルー人の実態に関する研究

白垣 潤¹ 梅下 弘樹²

Jun Shiragaki¹, Hiroki Umeshita²

〔要旨〕1990年の改正入管法に伴い在日ブラジル人・ペルー人が増え、愛知県三河地方の特性として教員が対応に苦慮しているケースも少なくない。三河地方に在籍する在日ブラジル人・ペルー人児童の実態を明らかにした。今回、愛知県三河地方の18市町村の担当課を対象に、公立小中学校に在籍する在日ブラジル人・ペルー人の児童数を調査したところ、日本人も含めた全児童総数は169,537名で、外国人児童総数は7084名、ブラジル人は3,341人（三河地方の全児童総数の1.97%、外国人児童総数の47.16%）、ペルー人は391人（同0.23%、5.52%）であった。外国人の子どもの教育問題を解決するためには、就学前のサポートも重要で、国を挙げての対応が考察された。

〔キーワード〕特別支援教育、外国人児童、インクルーシブ教育

〔Key words〕Special Needs Education, Foreign Children, Inclusive Education

〔所 属〕 1 岡崎女子大学 (Okazaki Women's University)

2 岡崎女子短期大学 (Okazaki Women's Junior College)

I. はじめに

1990年の改正入管法施行に伴い、在日ブラジル人・ペルー人が増加し、2016年末時点では約18万人、ペルー人は4万8千人在留している。外国人のほとんどは自動車関連産業に従事する工場労働者である（土屋、2005）¹⁾。彼らの生活の大きな柱が、子どもの教育問題である（小内、2009）²⁾。在日ブラジル人の教育を扱った研究は、1990年代半ばより数多くの研究が積み重ねられてきたが、「外国人児童の受け入れ体制」や「その受け入れから浮かび上がった学校文化の特質」、「外国人児童の適応プロセス」などに整理される（小内、2003）³⁾。筆者らは教育現場からの要請によって発達障害児あるいは発達障害が疑われる教育現場で軽微な問題を呈する児童のアセスメントを行なっているが、愛知県三河地方の特性として教員が対応に苦慮しているケースが在日ブラジル人、ペルー人であることも少なくない（在日ブラジル人18万人のうち愛知県

在住が5万1千人）。そこで、本研究では将来その方策を導出するための基礎として、愛知県三河地方に在籍する在日ブラジル人・ペルー人児童の実態を明らかにする。

II. 対象と方法

対象は愛知県三河地方の18市町村の学校教育課（市町村によっては名称が異なる）であった（国立小学校1校、私立小学校0校、国立中学校1校、私立中学校2校は非対象）。方法は、①依頼書（資料1）、②研究の概要説明書、③行政文書開示請求書（資料2）、④回答用紙（資料3）、⑤返信用封筒を郵送し、留置法により実施した。

研究倫理については、岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究倫理委員長に2019年4月25日付（受付番号0006）にて申請し、通知番号11で承認され、さらに調査用紙は2019年10月23日付で審査承認された。

研究期間は2019年11月から2020年1月までであった。

III. 結果

1. 愛知県三河地方の公立小中学校における市町村別の外国人児童の在籍者及び割合について

愛知県三河地方の公立小中学校における市町村別の外国人児童の在籍者数及び割合について結果を表1に示す。個人情報保護のため市町村名は非開示とし、乱数を使用してA～Rのコード化を行なった。また、個人情報保護のためそれぞれの市町村の実数も明示せずにパーセントで示した（以下表2・3も同様）。

回収率は100%（18/18）であった。ただし、国籍別の回答についての有効回答率は88.89%（16/18）で、2市町村（D・E）からは個人情報を理由に在籍者総数の回答のみで国籍別の在籍者数については回答の辞退があった（表中黒ぬりとした）。

愛知県三河地方の18市町村の公立小中学校に在籍する日本人も含めた全在籍者総数は169,537名で、うち外国人在籍者総数は7,084名であった。全在籍者総数の4.68%が外国人であった。

外国人の割合が多い市町村はMの8.15%で次いでOの6.78%、Nの6.39%であった。逆に少ないのはQ・Rの0%、Fの0.32%であった。

国籍別では、有効回答の16市町村をサンプルとして検討したところ（日本人も含めた全在籍者総数は151,503名で、うち外国人在籍者総数は6,609名・・・16/18市町村のデータとして、以下同）、ブラジル人が3,341名（全在籍者総数の2.21%、外国人の50.55%、以下同）、フィリピン人が1,423名（0.94%、21.53%）、中國人が511名（0.34%、7.73%）、ペルー人が391名（0.26%、5.92%）、以下ベトナム人209名（0.14%、3.16%）、インドネシア人62名（0.04%、0.94%）と続いた。愛知県三河地方に在籍する外国人児童の中では圧倒的にブラジル人児童数が多かった。

2. 愛知県三河地方の公立小中学校における国籍別外国人児童の割合とブラジル人児童の割合について

愛知県三河地方の公立小中学校における国籍別外国人児童数に対する自治体ごとの外国人児童数の割合を表2に示す。市町村別でブラジル人の在籍者数を検討したところ、最多数はIの25.56%で続いてLの17.90%、Kの14.04%と続いた。

同様にペル一人では、在籍者数の多い順位Lの22.25%、Iの20.46%、Jの13.04となった。

愛知県三河地方の公立小中学校における市町村別の外国人児童総数に対する国籍別外国人児童の割合を表3に示す。H・I・Oのように外国人児童のうち60%以上がブラジル人であるという市町村もあれば、ブラジル人児童が全くいない市町村が3市町村認められた。また、外国人児童のうち25.32%がベトナム人というN市も認められた。他にも外国人児童全員がフィリピン人というA市も認められた。

III. 考察

愛知県三河地方は以前から日系ブラジル人を中心日に系ペル一人も含めた外国人が多く在籍している地域である。法務省入国管理局（http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/nyukokukanri04_00003.html）によれば令和元年末における外国人登録者は293万3,137人で、前年末に比べ20万2,044人（7.4%）増加となり過去最高となっている。小内（2009）⁴⁾によると、平成20年における外国人登録者は、221万7,426人で前年に比べ6万4,453人増加しているとあるが、ここ10年で32%も増加していることがわかる。そのうちブラジル出身の登録者は令和元年末に21万1,677人（前年比4.9%増）で、平成20年では31万2,582人となっていて、10年で32%減少している。またペル

表1 愛知県三河地方の公立小中学校における市町村別の全児童に対する国籍別外国人児童の割合

市町村	ブラジル	フィリピン	中国	ペルー	ベトナム	インドネシア	韓国	バングラデシュ	ネパール	パラグアイ	その他	外国人児童の割合 16/18市町村の在籍児童総数	16/18市町村の在籍児童総数 18市町村の在籍児童総数
1 A		0.42										0.42	
2 B	0.55	1.02	0.29	0.06	0.13	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.13	2.84	
3 C	1.13	0.43	0.23	0.26	0.02							2.21	
4 D													
5 E													
6 F	0.06	0.18	0.06					0.02				0.32	
7 G	0.88	0.45	0.07	0.02	0.07	0.02						1.54	
8 H	4.05	0.97	0.39	0.13	0.50	0.09			0.02			6.35	
9 I	2.71	1.04	0.21	0.25	0.02	0.02	0.09	0.01	0.02	0.08	0.17	4.47	
10 J	3.10	0.77	0.14	0.80	0.24	0.17	0.03				0.17	5.44	
11 K	2.73	1.83	0.56	0.12	0.19	0.13		0.06			0.26	5.97	
12 L	1.66	0.36	0.51	0.24							0.37	3.15	
13 M	4.04	1.20	0.25	0.21	0.20		0.20				0.46	8.15	
14 N	2.77	0.87	0.30	0.36	1.62	0.24					0.22	6.39	
15 O	4.26	1.17	0.32	0.59	0.17				0.05		0.22	6.78	
16 P	0.60	2.16	0.32	0.80	0.05	0.03	0.02					4.17	
17 Q												0.00	
18 R												0.00	
総数	3,341	1,423	511	391	209	62	57	14	12	6	185	6,609	151,503 169,537
外国人児童に対する割合	50.55	21.53	7.73	5.92	3.16	0.94	0.86	0.21	0.18	0.09	2.80		
在籍児童総数に対する割合	2.21	0.94	0.34	0.26	0.14	0.04	0.04	0.01	0.01	0.00	0.12	4.36	

表2 愛知県三河地方の公立小中学校における国籍別外国人児童の市町村別の割合

市町村	ブラジル	フィリピン	中国	ベトナム	ペルー	ネパール	インドネシア	韓国	パラグアイ	バングラデシュ	その他	総計
1 A		0.07										0.02
2 B	2.07	9.07	1.77	7.66	1.79	16.67	4.84	5.26	14.29	15.54	5.45	
3 C	1.95	1.76	0.34	0.48	3.84					1.35	1.92	
4 D												
5 E												
6 F	0.09	0.63	0.12					1.75				
7 G	1.11	1.34	0.26	1.44	0.26		1.61			0.17	0.98	
8 H	5.63	3.16	0.62	11.00	1.53	8.33	6.45			1.69	4.46	
9 I	25.56	22.98	4.50	2.39	20.46		9.68	50.88	100	14.29	4.22	21.30
10 J	5.90	3.44	0.67	7.18	13.04		17.74	3.51		1.86	5.22	
11 K	14.04	22.07	4.32	15.31	5.12	50.00	37.10			71.43	9.12	15.49
12 L	17.90	9.14	1.79		22.25						22.80	17.16
13 M	12.96	9.07	1.77	10.05	5.63			36.84			37.16	13.21
14 N	4.10	3.02	0.59	38.28	4.60		19.35				1.86	4.78
15 O	7.60	4.92	0.96	4.78	8.95	25.00					2.20	6.11
16 P	1.11	9.35	1.83	1.44	12.53		3.23	1.75			2.03	3.89
17 Q												
18 R												
総計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

一出身の登録者は4万8,669人（前年比1.0%増）で、平成20年では5万9,723人となっていて、10年で18%減少している。リーマンショックによる帰国事業の影響が見られるが、日本政府は、外国人労働者受け入れ拡大を目指すために出入国管理法を改正しており、また、法務省が発表した「第5次出入国管理基本計画」（平成27（2015）年9月15日）では、「我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていく」と書かれており（田尻、2017）⁵⁾、法務省が発表した「第5次出入国管理基本計画」（平成27（2015）年9月15日）では、「我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていく」と書かれている（田尻、2017）⁵⁾。日系移民三世までが対象で、家族帯同可、ビザ更新は3年ごと、更新し続ければ日本滞在は無期限、労働の範囲も無制限という条件で日本に定住していくことができる（中川、2017）⁶⁾。

その中でブラジル人に焦点を当ててみると、在日ブラジル人の教育・保育を扱った研究は、1990年代半ば頃よりまとまり始め、以降、今日に到るまで多くの研究が積み重ねられてきた。そこで行われてきた研究は、ブラジル人を含めた「外国人児童・生

徒の受け入れ体制」や「その受け入れから浮かび上がった学校文化の特質」、また「外国人児童・生徒の適応プロセス」などを扱ってきたと整理できる（小内2003）⁷⁾。

在日ブラジル人・ペルーカの成人に至らない年齢の子どもは多く、学費が安価なことと日本社会で生活していくこと、換言すると日本でブラジル・ペルーよりも高額な報酬で働いて稼ぐために多くの在日ブラジル人・ペルーカの保護者は日本の小学校に就学させたいという希望がある（小内、2009）⁸⁾。

平成28（2016）年6月28日に文部科学省のホームページに「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）」（https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/06_icsFiles/afieldfile/2016/06/28/1373387_02.pdf）が掲載された。外国人児童生徒等教育の指導体制の整備充実、教員・支援員等の要請・確保、指導内容の改善・充実、外国人の子ども等の就学・進学・就職の促進が提言されている。「報告」の中に「国においては『日本語指導』の用語に留まらず、外国人児童生徒等の教育にかかる施策全体について『外国人児童生徒等教育「義務教育の段階における普通教育

表3 愛知県三河地方の公立小中学校における市町村別の外国人児童総数に対する国籍別外国人児童の割合

市町村	ブラジル	フィリピン	中国	ベトナム	ペルー	ネパール	インドネシア	韓国	パラグアイ	バングラデシュ	その他	総計
1 A		100.00										100.00
2 B	19.17	35.83	10.28	4.44	1.94	0.56	0.83	0.83	0.56	25.56	6.30	100.00
3 C	51.18	19.69	10.24	0.79	11.81							
4 D												
5 E												
6 F	18.75	56.25	18.75					6.25				100.00
7 G	56.92	29.23	4.62	4.62	1.54		1.54			1.54		100.00
8 H	63.73	15.25	6.10	7.80	2.03	0.34	1.36			3.39		100.00
9 I	60.65	23.22	4.76	0.36	5.68		0.43	2.06	0.43	0.14	1.78	100.00
10 J	57.10	14.20	2.61	4.35	14.78		3.19	0.58			3.19	100.00
11 K	45.80	30.66	9.38	3.13	1.95	0.59	2.25			0.98	5.27	100.00
12 L	52.73	11.46	16.23		7.67						11.90	100.00
13 M	49.60	14.78	3.09	2.41	2.52			2.41			25.20	100.00
14 N	43.35	13.61	4.75	25.32	5.70		3.80				3.48	100.00
15 O	62.87	17.33	4.70	2.48	8.66	0.74					3.22	100.00
16 P	14.40	51.75	7.78	1.17	19.07		0.78	0.39			4.67	100.00
17 Q												
18 R												

に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」(義務教育機会確保法) (平成 28 (2016) 年 12 月 14 日公布) には、初めて法律上外国人児童生徒等が義務教育を受ける機会が確保されたこととなっている。つまり、日本の小中学校は、国籍や在留資格の有無にかかわらず、外国人の子どもに対しても就学の機会を与えており、外国人登録をしている場合は、地域の教育委員会から、学齢期の子どもを持つ親には就学案内を発送し、外国人登録がない場合は、親から個別に要請があれば就学を認めている。だが、日本人にとっては権利であると同時に親の義務でもある教育も、外国人の親にとって、義務ではない。小島 (2016)⁹⁾ は、入管法改正から約 25 年 (白垣注: 引用論文の 2016 年時点) が経過するものの、日本の公教育において、未だ外国人は就学義務の対象とされていないと指摘している。自治体は日本国籍の子どもの保護者に対して就学通知書を出すことは法的義務であるが、外国籍の子どもの保護者に対しては、通知を出す義務はない (小島、2016)¹⁰⁾。外国人児童は、「恩恵」として通学を容認されているものであって、特別な施策は必要ないという考え方の現れだと考察している。その結果、外国人児童の実態として不就学や無国籍状態の子どもも多く (小島、2016)¹¹⁾、特に在日ブラジル人・ペルーカの多く住む地域を中心に学力の低さも問題になっている (ななころびやおき、2005)¹²⁾。小島 (2016)¹⁰⁾ は、学齢時になっても日本の小学校や外国人学校へ進学せずに託児所に通い続けるものもいる一方で、就学前に未就園であった外国人の子どものなかには、日本の学校に入学したものの、言語や文化のちがいで困難を抱えて、小学 1 年生で早くも不就学傾向にある子どもの存在も明らかにしている。愛知県三河地方はまさにこの問題に該当する地域である。急増する「デカセギ」外国人のために、日本語学習の保証が必ず必要であるが、それについて、日本語教育関係者の発言はほとんど聞こえてこない (田尻、2017)¹³⁾。

日本の公教育に子どもたちを受け入れ、学力を伸ばしていくには、子どもたちが日本語での学習に参加できる力を育てなければならない (石井、2017)¹³⁾。そのためには、子どもに対する日本語教育を担当する教員や指導者の専門性を高めることが不可欠である (石井、2017)¹³⁾。国は、平成 26 (2014) 年 4 月 1 日に学校教育法施行規則の一部を改正して「特別の教育課程」を位置付け、日本語指導を必

要とする児童の指導を行い始めた。すべての子どもたちの教育を保障し、日本語指導の充実を図る上で正規の教育課程としての位置づけは画期的な施策であると言えよう (石井、2017)¹⁵⁾。また、平成 29 (2017) 年 3 月 31 日に公示された令和 2 (2020) 年 4 月施行の学習指導要領の総則に「日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。」という項目が加えられた。さらに、平成 29(2017) 年度から、これまで定数外の人員配置であった日本語教師を、外国人児童生徒 18 人に 1 人の割合で、教員定数内で配置するための予算を付けた (中川、2007)¹⁶⁾。日本語を習得すれば日本の教育環境に適合できるという考えのもとだと推察されるが、そもそも日本の学校教育は日本人が日本人になるための教育であり (宮島、2014)¹⁷⁾、田尻 (2017)¹⁸⁾ は日本人児童生徒に要求される国語力と外国人児童生徒の日本語力の乖離という問題を指摘しており、また石井 (2017)¹⁹⁾ は日本語教育が必要な子どもたちは「外国人」とは限らず、日本国籍、日本生まれであっても日本語が母語 (第一言語) でない帰国子女の場合も困難を生じ、子どもの学校生活や学習に影響すると指摘しており、実際に適応していく児童・生徒は増加の一途である。石井 (2017)²⁰⁾ は、教育の保障は、最も基本的な権利である人権の保障の問題であると述べており、以下のように問題点を指摘している。日本は国連総会で 1989 年に採択された国際条約である「児童の権利に関する条約」(通称「子どもの権利条約」) を批准しており、国籍その他によらず、すべての子どもに対して国が「児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適切な立法上及び行政上の措置をとる」(第 3 条) こと、初等教育、中等教育をすべての子どもが受ける機会を言えられ、教育及び職業に関する情報及び指導を利用する機会が与えられるようにする (第 28 条) ことを実現する義務を負っている。国籍、言語文化、課程の経済力等にかかわらず、すべての子どもたちに最低でも義務教育課程を確実に保証し、人として十全に生き、希望や見通しを持って社会参加ができるよう、教育および支援体制を確保していくことが国としての責務である。

また、石井（2017）²¹⁾は子どもの場合、日本語の側面のみに注目して指導や教育を行うことは大きな弊害を生みかねないと指摘している。質問に対する「わからない」という返答は、答えがわからないのか、日本語でどう答えたたらよいかわからないのか、あるいは「考えるのが面倒」という意思表示ということもあるし、日本語だけでは、子どもの学びの状況はなかなか把握しにくい、母語でならわかるが日本語ではついていけないのか、あるいは母語でも理解できないのか、日本語では答えられないが母語で答えることはできる、ということもある（石井、2017）²¹⁾としている。

言語文化圏の移動は、子どもにとって学びの中斷あるいは離脱につながる危険がある。子どものことばの問題はその大きな要因であるが、そればかりではない。親が日本の教育を経験したことがないために、日本の教育制度や就学手続き等に関する知識がなく、情報を得る手立ても持たなければ、子どもの教育環境を整えるという役割を果たすことは困難である。子どもの教育は親の責任であるとして済ませては、子どもの権利は守られない（石井、2017）²⁰⁾。

実際、学校現場においても、外国人児童が多く、教育現場ではどのように対応したら良いか苦慮しているが、その手立ては確立されていない。筆者らは、在日ブラジル人・ペルー人保護者から要請があったケースあるいは、同意が得られたケースに関して数十件程度知能検査あるいは（及び）発達検査を行って来たが、言語を解きない動作性知能については生活年齢相応で、単に言語・コミュニケーションの問題だけであるというケースも少なくないが、一方で知的にも発達が遅れているケースも散見される。先述の「特別の教育課程」で日本語指導を行っているが、現場の先生方からは、日本語さえできるようになったら学校に適応できるのかどうかは疑問であるとの声も聞かれる。今後、知能の問題なのか、日本語の言語・コミュニケーションの問題なのか、学校教育・家庭教育も含めた文化の問題なのか、特別支援教育も含めて対応の方策の導出を行っていき、外国人児童の対応についてインクルーシブ教育の推進に資する検討を行っていきたい。

[引用文献]

- 1) 土屋千尋編著（2005），『つたえあう日本語教育実習－外国人集住地域でのこころみー』，明石書店，p.13.
- 2) 小内透（2009），『講座 トランクショナルな移動と定住 第2巻 -定住化する在日ブラジル人と地域社会－ 在日ブラジル人の教育と保育の変容』，御茶の水書房，p.3.
- 3) 小内透（2003），『在日ブラジル人の教育と保育』，明石書店，pp.216-228
- 4) 小内透（2009），『講座 トランクショナルな移動と定住 第2巻 -定住化する在日ブラジル人と地域社会－ 在日ブラジル人の教育と保育の変容』，御茶の水書房，p.67.
- 5) 田尻英三（2017），「外国人労働者受け入れ施策と日本語教育」，田尻英三編『外国人労働者受け入れと日本語教育』，ひつじ書房，pp.36-37.
- 6) 中川正春（2017）「日本語教育推進基本法」を考える。田尻英三編「外国人労働者受け入れと日本語教育」，ひつじ書房，p.4.
- 7) 小内透（2003）「課題と方法」小内透編著『在日ブラジル人の教育と保育』，明石書店，p.15.
- 8) 小内透（2009），『講座 トランクショナルな移動と定住 第2巻 -定住化する在日ブラジル人と地域社会－ 在日ブラジル人の教育と保育の変容』，御茶の水書房，p.97.
- 9) 小島祥美（2016），『外国人の就学と不就学－社会で「見えない」子どもたち－』，大阪大学出版会，p.15.
- 10) 小島祥美（2016），『外国人の就学と不就学－社会で「見えない」子どもたち－』，大阪大学出版会，p.65.
- 11) 小島祥美（2016），『外国人の就学と不就学－社会で「見えない」子どもたち－』，大阪大学出版会，p.26,p80.
- 12) ななころびやおき（2005），『ブエノス・ディアス、ニッポン－外国人が生きる「もうひとつのニッポン」』，ラティーナ，p.145.
- 13) 田尻英三（2017）「外国人労働者受け入れ施策と日本語教育」田尻英三編『外国人労働者受け入れと日本語教育』，ひつじ書房，p.52.
- 14) 石井恵理子（2017）「子どもの日本語教育 人権としてのことばの教育」田尻英三編『外国人労働者受け入れと日本語教育』，ひつじ書房，p.184.

- 15) 石井恵理子 (2017) 「子どもの日本語教育 人権としてのことばの教育」田尻英三編「外国人労働者受け入れと日本語教育」, ひつじ書房, p.200.
- 16) 中川正春 (2017) 「日本語教育推進基本法」を考える. 田尻英三編「外国人労働者受け入れと日本語教育」, ひつじ書房, p.5.
- 17) 宮島喬 (2014) 外国人の子どもの教育～就学の現状と教育を受ける権利, 東京大学出版会, p.97.
- 18) 田尻英三 (2017) 「外国人労働者受け入れ施策と日本語教育」田尻英三編「外国人労働者受け入れと日本語教育」, ひつじ書房, p.60.
- 19) 石井恵理子 (2017) 「子どもの日本語教育 人権としてのことばの教育」田尻英三編「外国人労働者受け入れと日本語教育」, ひつじ書房, pp.188-189.
- 20) 石井恵理子 (2017) 「子どもの日本語教育 人権としてのことばの教育」田尻英三編「外国人労働者受け入れと日本語教育」, ひつじ書房, p.197.
- 21) 石井恵理子 (2017) 「子どもの日本語教育 人権としてのことばの教育」田尻英三編「外国人労働者受け入れと日本語教育」, ひつじ書房, pp.186-187.

[付記]

本研究は JSPS 科研費挑戦的研究（萌芽）JP19K21795 の助成を受けたものである。また、特定団体との利益相反（Conflict of Interest:COI）はない。

研究の分担については、構想、デザイン、計画、立案は共同担当、調査の実施、回収、入力、分析は白垣が担当し、解釈は共同担当した。本稿は 1 章、2 章、3 章を白垣が担当し、4 章は共同担当した。

令和 3 年 3 月 5 日、岡崎女子短期大学准教授の梅下弘樹先生がご逝去されました。享年 48 でした。この論文が遺稿となりました。謹んで梅下弘樹先生が安らかに眠られますように、そしてご遺族に励ましと慰めがありますように、お祈りいたします。

令和元年 11 月 12 日

学校教育担当者各位

岡崎女子大学子ども教育学部准教授

白垣 潤

外国人児童・生徒数に関する調査へのご協力のお願い

拝啓

紅葉の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、科学研究費助成事業の助成を受け、「特別支援教育が必要な在日ブラジル人・ペルー人の実態とアセスメントに関する研究」(挑戦的研究(萌芽)(19K21795)を実施させていただきます(詳細は別紙参照)。

つきましては、別紙資料の通り、実態に関する情報の開示をお願いしたく、大変ご多忙のところ恐縮ではございますが、趣旨をご理解の上、ご協力賜りますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

なお、ご不明な点や今後の研究の方向性に関するアイデア等ございましたらお気軽にご連絡いただけすると幸いです。

さいごになりましたが、皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

敬具

記

同封資料

- ・お願い(この用紙)
- ・研究の概要
- ・行政文書開示請求書
- ・回答用紙例
- ・返信用封筒

以上

<問い合わせ先>

〒444-0015 岡崎市中町 1-8-4

岡崎女子大学子ども教育学部

准教授 白 壁 潤

電話: 0564-22-1295 (代表)

e-mail: junshira@okazaki-u.ac.jp



本研究は JSPS 科研費 JP19K21795 の助成を受けたものです。

資料 1 依頼書

行政文書開示請求書

令和元年 11 月 12 日

殿

(ふりがな)
氏名又は名称 *法人その他の団体にあってはその名称及び代表者氏名を記載 :

おかざきじょしだいがくこ きょういくがくぶじゅんきょうじゅ しら がき じゅん
岡崎女子大学子ども教育学部准教授 白 垣 潤

(ふりがな)
住所又は居所 *法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地等を記載 :

〒 444-0015 岡崎市中町1-8-4 TEL0564 (22)1295 (代表)

junshira@okazaki-u.ac.jp

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(※請求する行政文書が特定できるよう、文書の名称や求める文書の内容等をできるだけ具体的に御記入ください。)

小中学校における在籍者数、外国人児童・生徒数（わかれれば国籍別）

(添付の回答用紙例を参考にしてください)

2 求める開示の実施の方法(※本項目の記入は任意です。請求時に開示実施方法を指定する場合に御記入ください。)

*ア又はイに○印を付し、アを選択した場合は、実施方法、実施希望日も記載

写しの送付を希望する。

(上記の要件が満たされていれば、どのような文書でも結構です)

(※以下の欄は事務処理上使用するので記入しないでください。)

所管課	
備 考	

資料2 行政文書開示請求書

提供区域	学校名	全在籍児童生徒数	回答用紙例									
			外国籍児童生徒数									
			韓国	中国	インドネシア	ネパール	フィリピン	ベトナム	バングラデシュ	パラグアイ	ブラジル	ペルー
		90										0
		140		2							2	4
計												

資料3 回答用紙